

経済文教常任委員会記録

令和6年9月17日（火）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時29分

○出席委員（6名）

4番 三浦 行 委員 6番 工藤 賢生 委員 8番 樋川 篤子 委員
14番 畑山 聡 委員 21番 蒔苗 博英 委員 23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（6名）

商工部長 中村 工 産業育成課長 太田 尚 亨
資産税課長 田中 知 巳 教育部長 成田 正 彦
文化財課長 石岡 博 之 文化財課主幹 高木 一 誠

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 田村 宣 樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

案件の審査に先立ち、これより、成田大介議員の常任委員会の所属変更に伴う経済文教常任委員会副委員長の互選を行います。

互選の方法について、いかがいたしましょうか。

〔委員長による指名推選〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） ただいま、互選の方法について、委員長による指名推選との声がありました。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、委員長による指名推選とすることに決定いたしました。

それでは、副委員長に樋川篤子委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました樋川篤子委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました樋川篤子委員が副委員長に当選いたしました。

ただいま、副委員長に当選されました樋川篤子委員が会議場におられますので、本席から告知いたします。

副委員長選任に伴う委員席の移動及び議案審査に伴う理事者入室のため、暫時休憩いたします。

【午前10時01分 休憩】

〔委員席移動、理事者入室〕

【午前10時02分 開議】

○委員長（石岡千鶴子委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第80号 弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第80号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（中村 工） 議案第80号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除または不均一課税の対象として、従業員の児童に係る保育施設を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、本条例に関する制度概要及び改正内容につきまして御説明申し上げますので、配付資料1を御覧願います。

国においては、地域再生法により、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて、地方で本社機能の強化を行う事業者に対し、課税免除または不均一課税などの特例措置を講じて、地方へ本社機能の移転・拡充を促進することとしておりまして、これまで新設または増設される事務所、研究所または研修所の特定業務施設に限られていた特例措置の対象が、今般の省令改正によりまして、新たに特定業務施設の新設に併せて整備される従業員の児童に係る保育施設である特定業務児童福祉施設、いわゆる保育所や放課後児童クラブ、一時預かり所などの児童福祉施設が加わったことから、所要の改正をするものであります。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 一括で質疑します。

市の、地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置ですか、この制度全体についてお伺いします。

あと、今回の条例改正で特定業務児童福祉施設を追加した理由をお伺いします。

それから、これまでに制度を活用した実績があるのかお伺いします。

○産業育成課長（太田尚亨） お答えいたします。

まず、制度全体の概要ということでございます。

この制度は地域再生法及び関連法令に定められておりまして、目的としましては、東京23区内の一極集中を是正させる国の方針に基づきまして、地方へ本社の機能移転及び拡充というのを促進させて、地域の活性化や雇用創出などの地域の産業振興を図ることが目的となっております。

制度につきましては、各種税制優遇措置等を講じることで地方への本社機能の移転、それから拡充を促すものとなっております。事業者は、県より地方活力向上地域等特定業務施設整備計画というものの認定を受けることで、国より税制優遇措置を受けることができます。

また、青森県及び弘前市においても、国の制度に基づきまして、条例により税制の特別措置を定めております。今回の条例の一部改正につきましても、弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例において、そちらのほうで定められております。

特別措置の具体的な内容としましては、まず国のほうでは法人税の減税ということで、建物等を取得した場合にオフィス減税、それから新たに従業員を雇い入れた場合に雇用促進税制というものがございます。県におきましては、個人事業税、法人事業税の課税免除、それから不動産取得税、県固定資産税の課税免除、不均一課税というのがございます。市におきましては、固定資産税の課税免除、不均一課税、こちらは3年間ということになってございます。

以上が概要でございます。

次に、特定業務児童福祉施設を追加した理由ということでございます。

特定業務児童福祉施設は、事業者の従業員の児童に係る保育所、その他の児童福祉施設で、例えば、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、一時預かり事業などを行う保育施設などを指しますが、そういったところであって、児童福祉法の規定による特定の保育事業を行う施設ということが追加となっております。

追加となった理由といたしましては、企業が地方に移転をする場合、ちゅうちょする要因の一つとして、やはり社員の移住ということがございます。こちら、実は社員が一部移住するというのが条件の中にありまして、そういった中で、政府としても少子化対策を進める中、企業における地方移転に当たりまして、その移転する企業の職場環境の整備に加えまして、職員のそういう居住環境、子育て環境においても、やはり東京圏と遜色ない環境を整備するというのが不可欠であるということで考えておりまして、そういった意味でオフィスの環境に加えて、育児施設、支援施設等の整備への支援ということも重要であることから今回追加となったというふうに伺っております。

最後に、活用実績ですけれども、本条例は平成28年6月28日からの施行となっておりますが、現状、実は弘前市では活用実績はなくて、一応理由までちょっと述べさせていただきたいと思っているのですが、例えば、東京23区から企業が本社機能を移転させるとなった場合、やはり移転を検討する阻害要因として、既存のビジネスへの影響が大きいというふうに伺っております。具体的には、顧客や取引先への影響とか、効率性の悪化なども挙げられていて、なかなか踏み切れていない企業が多いと。あと業種についてですが、この制度なのでございますが、実は工場とか店舗は対象となっております。事業所や研究所、それから研修所が対象となっているということで、そういった業種にも一部制限があるというのも課題なのかなと思っております。

それから、条件として本社機能の一部または全部を地方に移転、または地方で拡充するということになっておりまして、条例の制定以降、我々は企業誘致のほうもやっていますが、誘致認定した企業は19社あります。それで、その19社につきましては、本社機能を伴わない特定業務施設に該当しないものであったため、本制度の活用対象とはなりませんでした。

ということで、これまでのところ活用はされていないのですけれども、ただ、企業におきましても営業面とかコストダウンの必要性、それから災害発生リスクの懸念などから、今、首都圏外への本社の移転・分散ということを検討する流れもありますので、こういった企業に対しまして、我々としても制度周知に努めて活用を促進していきたいと考えております。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第84号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、議案第84号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第84号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。資料1の弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案の概要を御覧ください。

1、改正理由であります。本案は、重要文化財旧弘前偕行社及び市指定保存緑地遑止園等の公有化に伴い、文化財施設として位置づけるため、所要の改正をしようとするものであります。

2、経緯について説明します。旧弘前偕行社は、学校法人弘前厚生学院が所有し、平成13年6月15日付で国の重要文化財の指定を受けておりますが、学校経営自体の悪化等に伴い、令和6年度末での学校法人解散が決定となり、令和5年9月21日付で同法人から本市に対し旧弘前偕行社等の保存と活用に関する要望書が提出され、その中で市への譲渡について要望があったところであります。

教育委員会といたしましては、弘前市の軍都から学都へという、近代化の歴史を象徴する建

物で、遑止園を中心とする周辺環境がほぼ往時のまま残る偕行社としては全国でも唯一の文化遺産を後世へ伝えるため、旧弘前偕行社公有化事業により重要文化財旧弘前偕行社及び遑止園を含む文化財と一体となって価値を構成している敷地を取得し公有化した上で公開・活用を図る方針を決定したものであります。

令和6年第2回定例会において、土地購入費4億1431万1000円の補正予算を議決いただき、土地購入費については、9月2日付で国庫補助金の交付決定を受けたことから、今回、契約案件と併せて改正条例案を追加で提出させていただいたところです。

3、公有化後の活用については、重要文化財旧弘前偕行社保存活用計画において定められた活用方針により、公開施設としての活用と催事場としての活用を計画しております。

①公開施設としての活用は、毎週火曜日と年末年始を休館日とし、公開時間は9時30分から16時30分までとします。四大まつり期間は無休です。入場料は現在の料金及び他の文化財施設の料金を参考に表のとおり設定しております。

次のページの、②催事場としての活用では、旧弘前偕行社の各部屋及び敷地を貸し出すもので、弘前市行政財産使用料徴収条例に基づき積算し、表のとおり設定しております。これにより、建物1棟、そして庭園を丸一日、9時30分から16時30分まで借りますと、合計で23万5900円となります。

それでは、条例案について説明いたしますので、資料2の新旧対照表(抜粋)、左側、新の欄を御覧ください。

第3条の表の文化財施設に、「旧弘前偕行社」を加えます。

第11条の遵守事項第4項に、「ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。」と、ただし書を加えます。これは、右側の旧の欄を御覧ください。現行の第11条第4項では、「使用者は、他の入場者の立入りを拒否してはならない。」とあります。これにただし書を加えることで貸切りが可能となり、結婚披露宴や有料の美術展、演奏会等の開催時に立入りを制限することができ、使用者が利用しやすくなることを想定しております。

また、第12条の入場者の制限第1項第3号に、制限する者として、他の入場者を加えるものです。

次のページの別表第1に、旧弘前偕行社の入場料を加えますが、団体一般は1人の料金であることを明らかにするため、旧第五十九銀行本店本館も含めて「1人につき」を加えるものです。また、旧の別表第1の備考を備考1とし、その次に備考2として、ガイドつきの入場料を加えます。

別表第2に、旧弘前偕行社の使用料を加えるものであります。

なお、附則として、この条例の施行期日は、規則で定める日から施行するものですが、準備行為等につきましては、公布の日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長(石岡千鶴子委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○14番(畑山 聡委員) この件については、事前に会派に説明もありましたので、おおむね理解できましたけれども。まとめて質疑してもいいですか。

まず第1に、このような文化財施設というのは、本市には何件あるのか教えていただきたい。

それから第2として、旧弘前偕行社の入場料が旧第五十九銀行本店本館よりも若干高いのには何か理由があるのか。

それから第3に、以前の使用料に比べて、ほんの僅かですが高くしていますよね、使用料を。

これはなぜなのか。

その三つについて説明していただければと思います。

○文化財課長（石岡博之） 件数に関しましては、ちょっと今確認しますので、まず入館料と使用料について御説明したいと思います。

まず、入館料につきましては、現行の施設の入館料を踏襲しつつ、他の文化財施設と足並みを合わせる形で設定しております。例えば、違うところを申し上げますと、入館料に関しましては、現行は18歳以下無料ですが、市が取得後は個人100円となります。しかし、市内の小・中学生は無料となりますし、例えば現行70歳以上を無料にしている金額も市内の65歳以上は無料というような形で、無料の幅が広がっております。あと、多子家族についても無料になります。また、現行はない団体料金も設定しておりますので、無料または低い金額で見られる方が多くなるというふうに想定しております。まずこれが1点目です。

行政財産の使用料に関しましては、先ほど説明があったとおり行政財産使用料徴収条例に基づく金額となっておりますので、やはり市で管理して金額を取るに当たっては算出根拠をはっきりさせなければならないというようなことで、この計算方法で行っております。

そのほか、今までにない一棟貸しというような金額を設けて、しかも条例を改正することで、先ほど説明があったように、展覧会とか披露宴とかで使い勝手がいいように、収益を図りたいと思っております。

会派説明のときにも申し上げましたけれども、既に4月に披露宴をやりたいというような話があって、この条例がまとまって管理が移行して、また相談する形になっておりますので、まずそういう形で、こういう使い方もあるのだよというのをPRして、収益性を図っていきたいと思っております。

○文化財課主幹（高木一誠） 文化財課で所管しております文化財施設の棟数ですが、全部で8棟ございます。武家住宅が4棟ございます。堀越に旧石戸谷家住宅ということで1棟ありまして、あと、瑞楽園ということで、大石武学流庭園に付随する瑞楽園という施設がございます。あと、市役所の近くにあります第五十九銀行本店本館。あと、旧弘前市立図書館ということでございます。

○14番（畑山 聡委員） 今、8棟と言いましたか。私の手元にある弘前市文化財施設条例によると、第3条に文化財施設を次のように設置するというので、全部で11か所ありますけれども、これは違うのですか。

○文化財課長（石岡博之） 市で管理する文化財施設以外のものも載っているもので、例えば高岡の森弘前藩歴史館が管理する高照神社馬場跡でありますとか、そういうものも載っておりますので。今、説明があったのは文化財課で管理している施設に関して説明したものです。

○文化財課主幹（高木一誠） 今、8棟ということで、私のほうで武家住宅が四つありますということでお話をしたのですが、そこをちょっと私のほうでお答えするときに計算間違いがあって、誤った数字を言ったかもしれないのですが、課長から補足があった施設も文化財課のほうで文化財施設としてございます。

○14番（畑山 聡委員） 文化財施設というのは、この条例どおり11か所、新しく入ると全部で12か所になりますけれども、今現在は11か所ということでよろしいでしょうか。

○文化財課長（石岡博之） そのとおりでございます。

○14番（畑山 聡委員） この旧弘前偕行社については、将来的には指定管理者に管理させるという方向で、まだ検討していないかもしれませんが、そういうふうな理解でよろしいで

しょうか。

○文化財課長（石岡博之） まず、先ほど説明したとおり、現行の保存活用計画を、補助金の返還義務を伴うこともありますので、当面はこれを継承していく形になります。その後、負担が少なくなるような、例えば、まずはテナントによるテナント貸しで管理していただく方法がありますとか、最終的に分散型ホテルについて観光課も交えて検討しておりますので、そういった暁には、市単独で管理することは困難でありますから、指定管理等も含めて最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

○4番（三浦 行委員） 旧弘前偕行社について、これまでの入館者数と、これからどれくらいの収支が期待されるか質疑します。

○文化財課長（石岡博之） これまでの入館者数でございます。

旧弘前偕行社から聞き取りした数字によりますと、令和2年度の入館者数は1,300人、令和3年度が760人、令和4年度は1,328人、令和5年度が1,670人、合計5,058人というふう聞いております。令和6年度に関しましては、年度途中でございますので手元に数字がございません。これに関しましては、コロナ等で閉館している時期も長くございましたし、それで低めの数字で出ております。

なので、入館者数に関しましては、類似施設である、当課が所管する旧第五十九銀行本店本館の入館者数で勘案したところ、無料の方も含めて約4,000人と見込んでおります。これは、現行の旧第五十九銀行本店本館の数字から見て決して不可能な数字ではないと考えております。

収支に関しましては、まず現行の予算として、歳入として226万円、歳出として732万4000円を計上して、これを5か月分の収支で単純に差引きいたしますと、約500万円のマイナスという形になり、これを5で割って12を掛けると年間1200万円のマイナス、もちろん冬の雪囲いとかが入りますのでそのとおりにはなりませんけれども、約1000万円以上のマイナスという形になります。であることから、先ほど畑山委員にも説明したとおり、なるべく収益が上がるような管理体制を早急に検討して移行したいと考えております。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時29分 散会】

